

## 高次脳機能障がい総合相談日を開設しています

高次脳機能障がいとは、交通事故や脳卒中などによって脳に傷がついたことにより記憶・注意・思考・行為・言語・学習などの能力に障がいが生じた状態のことです。

身体の障がいとは異なり、外見からは理解されにくいことから、『見えない障がい』とも言われています。

○脳血管の病気や、脳炎・脳腫瘍などの病気で入院したり、交通事故などに遭った後以前との違いや、こんな症状で悩んでいませんか？

- ◆ 新しいことを覚えられない、何度も同じことを繰り返し聞いてくる
- ◆ 何かするとミスが多かったり、集中力が続かなくなった
- ◆ 仕事を手順どおりにできない、指示がなければ行動できない
- ◆ ちょっとしたことでも怒ってしまう、無制限に食べたり、お金を使ったりする
- ◆ 普通にできていたことが、うまくできなくなった など…

…それはもしかしたら「高次脳機能障がい」かもしれません。

当センターでは、高次脳機能障がいに関する相談を行っています。  
相談は無料です。事前予約制ですので、まずは電話でお申し込みください。

- **総合相談日** 原則として毎週火曜日(年末年始・祝日を除く)  
午前9時から午後4時まで(事前予約制)
- **申込方法** 相談を希望される日の前日までに  
身体障害者相談センターへ電話でお申し込みください。

電話 (0985)29-2556  
予約受付時間 平日(月～金)の午前9時から午後4時まで(年末年始・祝日を除く)  
※予約状況により、日時を調整させていただくこともあります。

○なお、総合相談日以外にも、高次脳機能障がい支援コーディネーターによる電話相談を受け付けております。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

## 高次脳機能障がい家族会

高次脳機能障がいは、外見からは、その障がい分かりにくいいため、社会生活上いろいろな困難を生じて、社会的な支援を受けにくい状況にあります。そんな中、家族会は、当事者や家族同士が交流を図り、悩みを語りあい、情報を交換し学びあう場となっています。

◎みやざき高次脳機能障がい家族会 あかり

定例会：毎月第3土曜日午後 電話：090-6421-1192

E-mail: akari.kazokukai@ymobile.ne.jp URL: http://miyazakikouzinouakari.miyachan.cc/

re habilis

平成30年10月発行 Vol.16

# ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター  
(高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)  
〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2  
TEL : (0985) 29-2556(代)  
FAX : (0985) 31-3553  
http://www.shinsyocenter-miyazaki.com/

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re(再び) + habilis(適した、ふさわしい) + ation(状態にする)から採ったものです。

## 目次

- 『所長着任挨拶』
- 『地域リハビリテーション推進事業』について
- 『身体障害者手帳の認定基準等の変更』について
- 『高次脳機能障がい総合相談日・家族会』について

## あいさつ

宮崎県身体障害者相談センター

所長 永田 俊一

今年4月異動で、当センターに赴任いたしました永田です。どうぞ宜しくお願いいたします。

宮崎県身体障害者相談センターは、身体障害者福祉法に基づき設置される「身体障害者更生相談所」として、昭和27年に設置され現在に至っております。

この間、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」(平成25年4月からは「障害者総合支援法」)により、障害者福祉サービスの体系が再編され、また定率の利用者負担制度が導入されるなど、障害者福祉施策を取り巻く環境が大きく変動いたしております。

当センターでは、このような変化に適切に対応しつつ、各種の専門職員(看護師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、高次脳機能障がい支援コーディネーター、社会福祉士など)を配置し、医療機関や市町村と密に連携して、自立支援医療(更生医療)や補装具の適切な支給判定、リハビリテーションの推進といった各種障がいを持たれる方々やご家族の皆様からのご相談などに対応しております。

また、山間地域に居住されておられるなどにより来所が難しい方には、直接、専門職員を地域に派遣し、リハビリの指導や補装具判定も対応させていただいておりますので、どうぞ皆様の身近な相談機関として、お気軽にご利用いただきますよう宜しくお願いいたします。



## 地域リハビリテーション推進事業のご案内

### 『地域リハビリテーション推進事業』って何ですか？

障がいを持たれた方が、住み慣れた場所で生活を続けられるようリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士)が、在宅や福祉施設などを直接訪問する事業です。

内容は、障がい者御本人や介護に携わられている方に、歩行の技術指導や補装具に関する全般的な相談、リハビリテーションに関する講座などの御要望に応じています。

なお、平成29年度は6施設を訪問し、約100名の利用があり、大変喜ばれております。



### 『対象者』はどんな人ですか？

施設入所や生活介護などの福祉サービスを利用されている方、障がいをお持ちで、在宅で生活をされている方が対象です。

なお、医療機関や介護保険施設等で専門的・継続的にリハビリテーションをされている方は、お断りさせていただくこともあります。

### 『日時や場所』はどのようにになりますか？

平日(10:00~15:00)のうち2時間程度での実施を予定していますが、事前に連絡をいただければ、ご希望の日時で可能な限り調整いたします。必要があれば、複数回訪問することも可能です。宮崎県全域を対象とし訪問いたしますので、まずはご連絡ください。

### 『申込み』はどのようにすれば良いですか？

宮崎県身体障害者相談センターまで直接申し込んでください。

電話の場合:『地域リハビリテーション推進事業について』とお伝えください。

▶▶▶電話:0985-29-2556

Faxの場合:『地域リハビリテーション申込書』を記入し送信してください。

▶▶▶Fax:0985-31-3553

(宮崎県身体障害者相談センターのホームページから)

○ トップページ「障がいのことで気になることがあったら」をクリック



○ 【リハビリテーション訪問相談】のページにある「申込書ダウンロード(pdf)」をクリックして印刷してください。

### この事業の『担当者』は誰ですか？

ご挨拶(自己紹介)

私、藤田幸志郎(ふじたこうしろう)が担当しております。年配の方からは、「(名前が)歌舞伎役者みたいね!」と名前を褒められることもあります。

前任地は県立宮崎病院で、作業療法士として13年目の35歳になります。スーツ着用とデスクワークによろやく慣れてきたところです。日々勉強の毎日ですが、宮崎県民の皆様の福祉の向上のため、頑張ってお参ります。



## 平成30年4月からじん臓機能障がい、7月から視覚障がいの身体障害者手帳の認定基準が変わりました

### ■じん臓機能障がいの認定要領等の見直し

#### 【「内因性クレアチニンクリアランス値」の適用】

「内因性クレアチニンクリアランス値」は、身長、体重が加味された数値であるため、体格等にかかわらず、じん臓機能障害による日常生活の困難度を正確に反映する観点で有用な指標です。

満12歳を超える者には適用できませんでしたが、年齢による制限がなくなりました。

#### 【「eGFR」の適用】

「eGFR」は、臨床現場で広く用いられている指標であり、年齢、性別が加味されたものであるため、女性高齢者などの筋肉が少ない患者のじん臓機能も、適切に反映するものです。

今まで適用できませんでしたが、3級・4級の判定時に適用できることとなりました。

### ■視覚障がいの認定基準の見直し

#### 【「視力障害」の認定基準見直し】

従来の視力障害は、「両眼の視力の和」で認定されることになっていましたが、日常生活は両眼開放で行っていることから、視力の認定も両眼の視力の和でなく、良い方または両眼視力で判定することが望ましい。しかし、日常の眼科診療では、通常片眼ずつの視力を測定しているため、「視力の良い方の眼の視力」で認定することとなりました。

◎改正後の等級表

他 方 の 眼 の 視 力	0.03以上			2	3	3	3	3	4	4	4				
	0.02		2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6
	指数弁・0.01	1	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6
	0~手動弁	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6
		0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5

視力の良い方の眼の視力

#### 【「視野障害」の認定基準見直し】

ゴールドマン型視野計に併せ、新たに自動視野計も使用できることとなりました。ただし、どちらか一方を用い、両者の測定結果を混在させ判定することはできません。

○ ゴールドマン型視野計

周辺視野 I /4視標、両眼中心視野 I /2視標の算定角度により認定。

○ 自動視野計

両眼開放エスターマンテストの視認点数、10-2プログラムの両眼中心視野視認点数により認定。